

○東海大学障がい学生支援に関する規程

(制定 2024年4月1日)

改訂 2025年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」並びに「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成27年文部科学省告示第180号）」、その他の法令の定めに基づき、「東海大学障がい学生支援に関する指針」に即して障がい学生支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の定義は、次の各号に定める。

- (1) 障がいとは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）及びその他の心身の機能の障がい（難病等に起因する障がいを含む。）があり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態をいう。
- (2) 学生とは、東海大学（以下「本学」という。）の正規の学生（学部及び大学院に在籍する者）、科目等履修生、聴講生、研究生、留学生及び本学に入学を希望する者をいう。
- (3) 不当な差別的取扱いとは、障がいのある学生に対して正当な理由なく、障がいを理由として、本学における教育研究活動の機会の提供を拒否すること、提供にあたり場所及び時間帯等を制限すること、障がいのない学生に対しては付さない条件を付すこと等により、障がいのある学生の権利利益を侵害することをいう。
- (4) 合理的配慮とは、本学における教育研究活動において、障がいのある学生が、他の者との平等を基礎として、すべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。
- (5) 前号の過重な負担については、単に一般的又は抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、次に掲げる要素を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的かつ客観的に検討を行い判断する。

ア 教育、研究及びその他本学が行う活動への影響の程度（その目的、内容及び機能を損なうか否か）

イ 実現可能性の程度（物理的及び技術的制約、人的及び体制上の制約）

ウ 費用・負担の程度

エ 本学の規模及び財政・財務状況

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 教職員は、その業務を行うにあたり、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(合理的配慮の提供)

第4条 教職員は、その業務を行うにあたり、障がいのある学生から申し出があった場合、その実施に伴う負担が過重でない限り、合理的配慮を提供しなければならない。

- 2 合理的配慮の提供においては、支援における権利の主体は学生本人であることに鑑み、本人の要望に基づいた調整を行わなければならない。
- 3 教職員は、過重な負担にあたりと判断した場合には、障がいのある学生にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。
- 4 本学は、学生個別のニーズに対応した合理的配慮を的確に行うため、施設等のバリアフリー化の促進、意思表示及びコミュニケーションを支援するための支援体制並びに情報アクセシビリティの向上に資する教育環境の整備に努めなければならない。

(障がい学生支援体制)

第5条 本学では、障がいのある学生への支援の推進にあたり、各キャンパスに障がい学生支援責任者を置く。各キャンパスの障がい学生支援責任者は、次のとおりとする。

- (1) 湘南キャンパス：キャンパスライフセンター所長
- (2) 品川キャンパス：グローバルシチズン担当プロボストの学長補佐
- (3) 伊勢原キャンパス：メディカルサイエンス担当プロボストの学長補佐
- (4) 静岡キャンパス：静岡キャンパス担当の副学長
- (5) 熊本・阿蘇くまもと臨空キャンパス：九州キャンパス担当の副学長
- (6) 札幌キャンパス：札幌キャンパス担当の副学長

- 2 各キャンパスの障がい学生支援責任者は、キャンパスの特性に応じて、この規程に定める障がい学生への不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供を含む支援の実施に必要な障がい学生支援体制を整備する。

(支援の申し出、決定及び実施)

第6条 障がいのある学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援の要請を相談窓口に出すことができる。相談窓口は、別に定める。

第7条 具体的な支援内容は、合理的配慮の考え方にに基づき、学生の教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、関係各部署と協議して検討し、当該学生の合意を得て決定する。

第8条 修学に必要な具体的支援が円滑に行われるよう、関係部署にて連携の上、実施する。

- 2 具体的支援の実施にあたっては、支援の内容により、学外機関との連携等を行う。

(第三者的調整組織)

第9条 本学と障がい学生との間で提供する合理的配慮の内容の決定が困難な場合は、東海大学ハラスメント防止人権委員会が、第三者的視点に立ち調整を行う。

(情報公開)

第10条 本学は、東海大学障がい学生支援に関する指針、この規程、相談窓口及びその他障がい学生支援に関する本学の取組みについて、本学 Web サイトを通じて公開することとする。

(研修及び啓発)

第11条 本学は、教職員に対し、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの解消を図るために、障がい特性等の理解と対応について、必要な研修及び啓発を行うものとする。

(秘密保持義務)

第12条 障がい学生支援に従事する者又は具体的支援に係る事務に従事していた者は、正当な理由なく、障がいのある学生及び障がい学生支援に関して知り得た個人情報を漏

らしてはならない。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項については、学長及び各キャンパスの障がい学生支援責任者が定めることができる。

付 則 (2024年4月1日)

この規程は、2024年4月1日から施行する。

付 則 (2025年4月1日)

この規程は、2025年4月1日から施行する。